

提案書評価基準

1 評価方法

- ア 評価委員1人あたり123点満点とし、下記評価項目について評価を行い、合計得点の高い者を特定する。
 イ 提案内容及び実施体制のいずれかの評価項目の評価点が1点となつた者は、原則として選定しない。
 ヲ 評価は「5・4・3・2・1」の5段階で付け、各項目の倍率を掛けた数字を算出する。
 (例：倍率「2」の評価項目に、評価「5」を付けた場合、その項目の点数は10点満点のうち、10点となる。)
 エ 「4 加算項目」は、該当する場合は1点、該当しない場合は0点とし、算出する。

2 評価点が同点の場合の措置

評価委員の採点の合計点数が同点の場合、次のア～イの順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
 なお、この順序を経ても、同点となつた場合、評価委員全員による決選投票により決定する。

- ア 加重倍率が3の項目の合計得点が上位の者
 イ 5点の評価点項目が多い者

評価項目	(評価の視点)	倍率	満点	評価(5~1)		
				良い	>>	普通
1 業務実績・体制等			40			
(1) 事業趣旨の理解度	「横浜市国際平和の推進に関する条例」を踏まえた「次世代への継承」に重点を置いた国際平和啓発の取組の趣旨及び本業務内容を十分に理解しているか。	2	10	5	4	3
(2) 業務実績	実施業務につながる受託実績もしくは活動実績があり、提案の実現性が裏打ちされているか。	2	10	5	4	3
(3) 組織・体制	業務遂行により、事業目的を達成できる組織・体制であることが期待できるか。	1	5	5	4	3
(4) 実施方針・スケジュール	業務遂行により、事業目的を達成できる実施方針・スケジュールであることが期待できるか。	2	10	5	4	3
(5) 預算配分計画	上限額(税込4,000千円)を踏まえ、事業内容に対し、妥当性があり、且つ効率的な予算配分計画になっているか。	1	5	5	4	3
2 業務内容 【学習プログラムの企画運営・総合調整・管理等】			75			
			60			
(1) 企画内容(平和条例)	学習プログラムに、横浜市国際平和の推進に関する条例に示された「国際交流」、「国際協力」、「多文化共生」を通じた本市の国際平和実現に向けた取組の理解促進ができる内容となつているか。	3	15	5	4	3
(2) 企画内容(国際機関)	学習プログラムが、横浜国際協力センターに入居する国際機関の使命・役割・取組等を学べるものになつているか。	3	15	5	4	3
(3) 企画内容(SDGs)	学習プログラムが、SDGsや「GREEN×EXPO 2027」と関連し、持続可能な世界の実現に向けた課題や取組が学べるものとなつているか。	3	15	5	4	3
(4) 実施手法・形式	視覚的な教材や体験型の学習を取り入れるなど、小学生等が飽きずに学習できる工夫や、小学校や指定する施設(横浜国際協力センター等)での実施に適した形式のプログラムとなつているか。	3	15	5	4	3
【学習プログラムの運営】			15			
(1) 広報計画	市内小学校に積極的に広報し、参加促進を図ることのできる広報媒体や計画がなされているか。	2	10	5	4	3
(2) 実施後のヒアリング等	学習プログラム参加者の感想等を聴取するためのアンケートやヒアリング等が適切に計画されているか。	1	5	5	4	3
小計(満点:115点)			115			
以下 加算項目		倍率	配点	評価(1~0) 該当有・該当無		
3 企業としての取組			8			
(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)		1	1	1	0	
(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)		1	1	1	0	
(3) 次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得(えるぱー・プラチナえるぱー)、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得		1	1	1	0	
(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		1	1	1	0	
(5) 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成※達成している(従業員40.0人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員40.0人未満)		1	1	1	0	
(6) 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証		1	1	1	0	
(7) 横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”で認証されている(Supreme, Superior, Standard)		1	1	1	0	
(8) 脱炭素取組宣言制度実施要綱に基づき、脱炭素取組宣言を行っている(支店、営業所、事務所等の宣言を含む)		1	1	1	0	
合計(満点:123点)			123			